

議案第 64 号

伊賀流忍者体験施設の設置及び管理に関する条例の制定について

伊賀流忍者体験施設の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 7 年 4 月 18 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀流忍者体験施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 地域に残る伊賀流忍者に関連する歴史文化資源を活かし、市民の忍者に対する誇りや愛着を醸成する場として活用するとともに、中心市街地における回遊性の向上及び賑わいの創出を図り、もって観光及び地域の振興に資するため、伊賀流忍者体験施設（以下「忍者施設」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 忍者施設は、伊賀市上野丸之内 29 番に置く。

(構成)

第 3 条 忍者施設は、忍者体験施設及び成瀬平馬家長屋門で構成する。

(休館日及び開館時間)

第 4 条 忍者施設の休館日は、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。

2 忍者施設の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、休館日及び開館時間を臨時に変更することができる。

(使用料)

第 5 条 忍者体験施設を利用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の返還)

第6条 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由により忍者体験施設の利用を中止した場合であって、市長が返還することを相当と認めるときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(入場の制限等)

第8条 市長は、忍者施設を利用しようとする者又は利用している者が次の各号のいずれかに該当するときは、忍者施設への入場を拒み、又は忍者施設からの退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれ又は忍者施設の施設若しくは設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 忍者施設の管理上支障があると認められるとき。

2 前項に定めるもののほか、市長は、忍者体験施設の利用者の安全性を確保するために必要な措置を講ずることができる。

(指定管理者による管理)

第9条 忍者施設の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第11条第2項に規定する忍者体験施設の利用料金に関する業務
- (2) 忍者施設の利用促進を図るイベントの企画及び運営に関する業務
- (3) 忍者施設の施設及び設備の維持及び管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、忍者施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する業務を除き、市長が必要と認める業務

(指定管理者による休館日等の変更)

第10条 指定管理者は、第4条の規定にかかわらず、特に必要があると求めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、忍者施設の休館日及び開館時間を臨時に変更することができる。

(利用料金)

第 11 条 第 9 条第 1 項の規定により忍者施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、忍者体験施設を利用しようとする者は、忍者体験施設の利用料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減免することができる。

（読替規程等）

第 12 条 第 9 条第 1 項の規定により忍者施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第 6 条及び第 8 条の規定の適用については、規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 第 9 条第 1 項の規定により忍者施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、忍者施設の管理及び運営に関し必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

（委任）

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して 5 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第 9 条第 1 項に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為その他指定管理者による管理に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第 5 条関係）

区分		使用料の額
個人	大人	10,000 円
	子ども	7,000 円

団体	大人	1人につき 9,000円
	子ども	1人につき 6,300円

備考

- 1 「大人」とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日以後にある者をいい、「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。
- 2 「団体」とは、20人以上で構成される団体をいう。